

令和5年度 第2回

丹波篠山市都市計画審議会議事録

と き 令和6年2月2日(金)

と ころ 丹波篠山市民センター1階多目的ルーム1

丹波篠山市都市計画審議会

令和5年度 第2回 丹波篠山市都市計画審議会議事録

令和6年2月2日、令和5年度 第2回丹波篠山市都市計画審議会が召集される。

1. 審議会の会議の日時及び場所

(日時) 令和6年2月2日(金) 14時00分開会

(場所) 丹波篠山市民センター1階多目的ルーム1

2. 出席委員の氏名

岡絵理子委員	今井 進委員	井本季伸委員	小嶋 昇委員
田渕清彦委員	田中義治委員	今井めぐみ委員	谷舗浩美委員
安井博幸委員	上田英樹委員	栗山泰三委員	山本隆美委員
鴨川義宣委員	宇野真由美委員	北村胡桃委員	

○審議会開催のために出席した者の職氏名

まちづくり部長 近成和彦

まちづくり部地域計画課長 山下哲也

まちづくり部地域計画課景観室 景観専門員 横山宜致

まちづくり部地域計画課課長補佐兼都市計画係長 依藤智広

まちづくり部地域計画課都市計画係主事 藤本隼輔

3. 会 議

事務局	1. 開会（14時00分）
事務局	出欠及び審議会成立の報告を行う。丹波篠山市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に掲げる委員の2分の1以上、委員17名のうち15名の出席により成立。 本審議会の公開及び傍聴希望者がいない旨事務局より報告を受ける。
議長(会長)	2. 会長挨拶 以降、丹波篠山市都市計画審議会議事運営規則第5条第1項の規定により、会長が議長となり議事を進行する。 3. 議事録署名人の指名 丹波篠山市都市計画審議会議事運営規則第8条第2項の規定により、会長が、議事録に署名押印する委員として田中義治委員及び今井めぐみ委員を指名する。
事務局	4. 審議事項（※前回より継続審議）（諮問第1号）「丹波篠山市都市計画マスタープランの策定」について資料1及び資料2により説明
議長(会長)	事務局から説明がありましたが、先程の内容につきまして委員の皆様のご意見・ご質問等を伺いたいと思います。
委員	前回審議における修正について、P.99に「袋小路型の住宅開発を避け、住宅地が連担するような土地利用を誘導する」と修正されていますが、袋小路型の道路にすることによる具体的な影響と住宅地が連担することによる効果について教えてください。 また、具体的な影響や効果について、都市計画マスタープランに記載されていれば市民の方にもご理解していただけるのではないかと思います。
事務局	具体的な影響として、袋小路型の小規模な住宅開発が増えると、行き止まりが増え、集合住宅地同士で互い違いの道路を有した住宅開発が面的に増えることや、安全面から事故が増えることが挙げられ、開発道路（幅員4m道路）を街区が連担するよう通すことにより通過交通を可能にし、補助幹線として機能させることが可能

になります。

また、里づくり計画について、宇土では街区が連担するように誘導したい開発道路は幅員6mにさせていただくよう敷地をセットバックしていただいたり、袋小路の道路になっても、歩行者が別の街区に入れるようなフットパスを整備したりなど、里づくり計画で位置付けており、地元が事前協議で開発事業者に指導することができます。

委員

前回審議では、袋小路型の住宅開発は景観の観点から懸念があると言いましたが、景観については、前回お答えいただいた「開発地内に緑地を確保する」ことで問題が解決していると考えられているということですのでよろしいでしょうか。

事務局

景観計画における制限は一定規模以上の建築物を対象にしていますが、都市計画法29条にかからない開発についても、緑地確保に加えて最低敷地面積等を設定しています。一般住宅に対しては、丹波篠山の家の建築補助も行っており、これらにより住宅地の景観整備に取り組んでいます。

議長(会長)

袋小路型の道路になることにより、外から見たときに住宅地の入口が見えないような景観になっていることを言われていると思いますが、袋小路型の住宅開発を極力行わないことで、良好な景観づくりに寄与できると思いますので、ガイドラインを作り指導していく必要があると思います。

事務局

まちづくり条例の開発基準の中で周囲の景観に配慮する旨の記述があり、それに基づいて指導を行っています。

委員

開発道路について、開発基準の中に緊急車両が通行できるような幅員を確保する旨記述が必要ではないか。

事務局

開発の技術基準の中で幅員に関する基準があり、それに基づいて指導を行っています。ただし、袋小路型の街区同士が接続できず、緊急車両が通れないような開発になってしまうことについて懸念もあることから、具体的な内容について技術基準を適用して指導を行っています。また、地域で土地利用を考える場合は、里づくり計画の策定も促していきたいと考えています。

委員 資料2の「第1回都市計画審議会の意見とその対応等」にあるNO.13について、分散型観光の記述がありますが、どういった意味で記述されていますか。また、具体的な取組内容も記述することが必要と考えます。

委員 前回の審議会で分散型観光について意見した者ですが、その意図としては、現在限られた期間や地域に観光客が集まっていることから、それらを分散させ、市全体をシーズンに関係なく観光いただきたいという思いで発言しました。

事務局 前回審議いただいた都市計画マスタープラン素案には、秋の渋滞緩和に対する対応の方向性のみを記述していましたので、渋滞対策だけでなく1年を通して訪れた方が快適に過ごせるような空間づくりを進めていくようP70に赤字で追記いたしました。

委員 JR篠山口駅周辺まちづくり会議に参加した際に、地域の方から駅周辺の「高さ12m以下」の規制緩和や駅東口の住宅地について、老朽化が進んでいる中で立替が困難になるケースが発生しているとお聞きしました。これらについて、都市計画マスタープランで方向性を示されるのか。

事務局 高さ制限については、現在景観計画により市一律で12mとなっていますが、駅周辺の高さ制限については、まちづくり会議で出た意見を集約し、考え方を地域の方と共有し、駅周辺の将来ビジョンにおいて示せればと思っています。駅東口については、都市計画では近隣商業地域となっていることから、建蔽率や容積率については問題ないと思いますが、高さ制限がネックとなっていることについては、「駅周辺の高層化につながる」という考え方もあるので、地域別構想に「地区のまちづくりの検討を踏まえ、機能集積や定住促進を図る」といった記載があることから、駅周辺の将来ビジョンとの整合を図りつつ進めていければと考えています。

議長(会長) P111の実現化方策の(2)にJR篠山口駅周辺が記述されていることから、この項目で記述するのが良いと思います。

委員 個人の方が所有されている利用が難しい土地(特に山林)については、行政に寄付を受けていただけない事例が多々あり、困っておられる方もいます。そういった課題について都市計画マスタープランで触れていただければ良いと思います。

事務局 山林の土地所有者が抱える課題については、都市計画マスタープランの中で追記します。

議長(会長) 近隣市で、個人の方が所有している山を地域の方々が管理するという取組が10年程前にありました。そういった活動も事例としてありますので、市が全て受けなくてもよいのではと思います。
ただし、課題として、管理の難しい土地の取扱いはP62に記述いただければと思います。

委員 P17に交通について記載があるが、高齢者の方々が免許返納された際に利用できる交通手段がコミュニティバスや乗合タクシーだけでは不便であることから、国が推進している「ライドシェア」についての記述が必要であると考えます。

事務局 ライドシェアについては公共交通に関する内容と思いますが、都市計画として基盤整備につながるかについて検討し、触れさせていただきます。

委員 P87からP88の防災方針図において、後川小学校や篠山チルドレンズミュージアムや旧大芋小学校についても実際に離着陸を行っていることから、ヘリコプター臨時離発着場の記述が必要ではないかと思います。

事務局 都市計画マスタープランとしては、地域防災計画と整合を図っているため、この図には記載されてはいません。実際に離着陸を行えるような広い敷地ではありますが、地域防災計画にどのように位置づけているかは把握が必要なため、そういった意見があることを担当課にお繋ぎします。

議長(会長) 地域防災計画に反映すべき内容だと思いますので、担当課に確認の上、反映していただければと思います。

委員 東岡屋の交差点で渋滞が発生する件について、市と県が連携することにより、ローソン側のレーンの拡幅が可能である旨、審議会が始まる前に丹波土木事務所長に確認しました。

委員 P74の(2)の②にある地域幹線道路網に関する記述の中で、「整備の充実、実現化に向けて県に働きかける」とありますが、働きかけるのではなく市と県が連携するという記述が必要ではないかと思います。

委員 資料2の「第1回都市計画審議会の意見とその対応等」にあるNO.1について、側樹帯の草刈等は「地元の方々が中心となって維持管理や保全活動していく」といった記述になっていますが、あくまで行政が主体となって行う旨の記述が必要と思います。(道路の法面についても、現状、地元の方が草刈等を行っています。)

事務局 幹線道路の維持管理について、現状の記載内容からは管理主体は行政であることが前提ですが、行政が一步引いた記載になっていることから表記を検討し記載します。一方、集落内の道については、地元の方に維持管理いただき、行政が支援するといった表記としています。

委員 明確に「行政が主体となって維持管理をし、地元が協力する」旨の記載をいただきたい。

委員 P96の地域別構想の地域の分類の考え方では「地域」という文言であります、P98以降の地域別構想の中では「地域」と「地区」という言葉が混在していることから、使い分けを明確にするなど記述の整理が必要と思います。

P97の②の「都市機能の配置による分類」の中で、「主核」とは峠を挟んで離れた位置にあり・・・強い地域」とありますが、地域別構想では峠という言葉が出てこないことから、「地域」と「地区」の使い分けについて、記述すれよいのではないかと思います。

事務局 19地区を一つの単位として捉えながらも地域別構想では「地域」という広い考え方で整理し4つに分類していますが、これはP97では4つの地域を地勢と機能で分類していますので、主核に記載のある地区同士が連携しているのが「地域」という表記にしています。しかし、「地域」と「地区」の使い分けの定義が示されていないことから、P97に示されている19の校区を「地区」として表記します。

委員 P98では赤字で「都市の主核としての機能を維持し・・・」とありますが、旧篠山町では過疎指定を受けていることから、機能を維持する旨の記述ではなく、発展

させ盛り上げる旨の記述が必要であると思います。

事務局 地域別構想では都市の地勢・機能に基づいて主核の分類をしていますので、あくまでも都市機能に着目した記述であることをご理解いただければと思います。

議長(会長) 駅周辺の人口は増えていますが、旧篠山町の地域では人口が減っており、それに対する政策について地域別構想の城下町地区に対応する箇所に記述すべきと思います。

事務局 過疎地域に指定されている地域は、城下町地区だけでなく都市マスでは分類した市域全体に点在することから、地域別構想に記述することが難しい。そのため、その他の項目にて触れられればと考えます。

委員 味間地域は人口が増加していますが、他地域では減少していることについて、この状況を打破するための方向性を都市計画マスタープランに記述いただきたい。

委員 味間地域以外では、今後、世帯の減少により自治会として成り立たない地域が増えていくと考えられることから、それらを考慮して都市計画マスタープランに記述すべきではと思います。

また、災害時に山間部など、人の支援が行き届かない地域に対する方策を考える必要があると思います。

委員 今後、丹波篠山市が発展し、人口が増えると仮定した場合、それに比例し犯罪も増えることが想定されますが、都市計画マスタープランにおいて防犯についての記述がないことから、記述する必要があると思います。

事務局 P56・P73・P84等に安全安心に係る防犯についての記述ができればと考えます。

議長(会長) P56の空間づくりの基本方針4に記載することがよいと思います。

委員 P76の⑦の二つ目の・に「歩行者の安全性などに配慮した歩道等の整備・・・」とありますが、この項目に歩行者等の安心安全や防犯に関わる外灯などの設置について記述してはどうですか。

事務局 具体的に記述することは難しいですが、例示等の形で触れられればと思います。
また、地域コミュニティにおいて防犯灯の設置が望まれる際には、支援する取組みもあります。

議長(会長) 地区の担い手づくりを支援する制度によって、地域コミュニティの結びつきが強固になり、防犯に寄与することから、都市計画マスタープランに地区の担い手づくりへの支援の観点から防犯に関する記述をすることが望ましいと思います。

委員 現在、丹波篠山市では262集落がありますが、その中でも現在、限界集落に近い集落があります。それらの集落に対しても、市から各委員会への委員就任依頼が来ることから任命方法の見直しをいただけないか。
また、味間地区や城下町周辺の地区だけでなく、全集落についても気にかけていただきたい。

委員 P51の年齢別人口構成の図について、内容が見づらいことから修正いただきたい。

事務局 了解しました。修正します。

議長(会長) 質疑がないようですので、これで打ち切らせていただきます。
なお、今回の諮問案件である「丹波篠山市都市計画マスタープランの策定」については、今回の審議をもって答申したいと思います。なお、答申にあたっては、本日のご意見を踏まえ、修正が必要なものは事務局の方で対応いただくとして、委員の皆様につきましては、答申書の記載内容について、会長に一任していただき、答申書の写しを後日送付させていただくことで、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員の皆様より「異議なし」との声をいただきましたので、本案件については、そのように取り扱いさせていただきます。

5. その他

以上、本日予定しておりました内容は全て終了しましたが、何かご質問はございませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですので、これで打ち切らせていただきます。

これをもちまして、進行を事務局にお返ししたいと思います。

事務局

6. 閉会 (まちづくり部長あいさつ)

(終了 : 15 時 46 分)